

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例（平成16年流山市条例第7号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者、千葉県知事が交付する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 就労を目的としている者であって、15歳以上<u>65</u>歳未満のもの又は既に就労している者であって、15歳以上のもの</p> <p>(4) 作業意欲があり、かつ、作業能力を有する者</p> <p>(5) 介助を必要としない者</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者、千葉県知事が交付する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 就労を目的としている者であって、15歳以上<u>40</u>歳未満のもの又は既に就労している者であって、15歳以上のもの</p> <p>(4) 作業意欲があり、かつ、作業能力を有する者</p> <p>(5) 介助を必要としない者</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> |